

6月2日 JISART 理事会は、会員施設より申請があり、JISART 倫理委員会が実施を承認した 2 例の卵子提供体外受精について、次に述べる手順をとった上で、実施を承認することに決定した。この決定は翌 3 日の JISART 総会で承認された。

JISART は日本産科婦人科学会、日本学術会議、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保険課に対して、この 2 例の実施承認を申請する。申請日より 6 ヶ月以内の回答を要請し、もし期限内に回答が得られない場合は実施することとする。

2 組ともに卵子提供以外に妊娠の可能性の無い夫婦で、卵子提供者はそれぞれ子を持つ友人と姉妹である。平成 12 年 2 月の日本産科婦人科学会倫理委員会による“卵子提供による非配偶者間体外受精・胚移植実施について”の第一次答申、平成 15 年 5 月の厚生労働省、雇用均等・児童家庭局母子保健課による“精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書”は、条件付による卵子提供体外受精・胚移植の実施を容認しているが、現状に至ってもこの条件下での実施はわが国では行われていない。クリアすることが困難な条件の一つが、提供者を匿名の第三者とすることにある。平成 15 年 4 月の日本産科婦人科学会倫理委員会の“提供者を匿名の第三者にする点について”の答申では、慎重に検討された結果、医学的にも社会的にもやむをえないと認められ、かつ生まれてくる子の福祉の観点からもそれが妥当と判断される場合には、姉妹等近親者からの卵子提供も容認される状況も将来的には想定しうるとしている。また厚生労働省報告書でもこの件については、匿名性が保持された生殖補助医療が実施されてから一定期間が経過した後、姉妹等からの提供の是非について再検討することとする、としている。

この、将来、一定期間の案が発表されて 4 年が過ぎたが、無償の匿名提供者を探すことが困難であるわが国の現状で、匿名提供者による卵子提供体外受精は今日まで実施されていない。この間多くの患者さんが高額な費用を使って、海外での卵子提供体外受精の実施を余儀なくされている。

今回の 2 組の夫婦および卵子提供者は、これ等の現状を認識された上で、実施を希望され、倫理委員会審議への出席、必要なカウンセリングを受けることに同意された。そして実施前に公表することで姉妹・友人からの提供の是非について関連機関に検討していただくことにも同意され、その上での早期の実施を希望されている。以上の経緯から、JISART は国民の皆様にもこの問題について現状を理解していただき、広く議論していただくことを望むものであります。